

「農産加工品等ふるさと納税活用支援業務」委託企画提案競技実施要領

1 目的

この要領は、「農産加工品等ふるさと納税活用支援業務」の業務委託に係る受託候補者を選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の内容

「農産加工品等ふるさと納税活用支援業務委託仕様書」による。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 委託料

3,036,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

5 参加資格

以下の（1）から（7）の条件全てを満たす法人であること。

- （1） 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- （2） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者。
- （3） この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- （4） 県税に未納がないこと。
- （5） 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- （6） 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- （7） 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去にこの業務委託と同種、同規模以上の業務の実績を有する者。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | | |
|---------------------|---------------|-------|
| (1) 公告 | 令和8年6月 3日 (水) | |
| (2) 質問等の締切 | 令和8年6月 9日 (火) | 午後5時 |
| (3) 参加申込書の提出締切 | 令和8年6月16日 (火) | 午後5時 |
| (4) 企画提案書の提出締切 | 令和8年6月19日 (金) | 午後5時 |
| (5) 審査(プレゼンテーション審査) | 令和8年6月26日 (金) | |
| (6) 審査結果 (通知) | 令和8年6月30日 (金) | までに通知 |

8 企画提案競技の方法

(1) 参加申込

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書(別紙1)を提出すること。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

令和8年6月16日(火) 午後5時

③ 提出方法

電子メール又はファックス(提出確認のため、送信後は担当者へ電話連絡をすること。)

(2) 質問等

企画提案競技及び仕様書についての質問は、企画提案競技質問書(別紙2)を提出すること。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

令和8年6月9日(火) 午後5時

③ 提出方法

電子メール又はファックス(提出確認のため、送信後は担当者へ電話連絡をすること。)

④ 問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。

(3) 企画提案書の提出

① 企画提案書の内容

仕様書を参照の上、各業務ごとの手法や実施体制等を提案すること。

② 提出書類

ア 企画書(5部、および電子データ)

- ・提出する企画案は、1案のみとする。
- ・書式はA4版(一部A3判を折り曲げても可)とし、ページ番号を挿入すること。
- ・実施体制及びスケジュールを記載すること。

- ・過去の実績（同種業務の実績及び過去2年以内の地方公共団体との同規模の契約実績）を記載すること。
- ・事業実施にあたり、県からの提供を要する情報等がある場合は明記すること。
- イ 提案者の概要が分かる資料（5部、及び電子データ）
 - ・提案者の概要が記載されていること（既存の会社概要等の提出又は企画書への記載に代えることも可とする）。
- ウ 見積書（原本1部、写し4部、および電子データ）
 - ・仕様書に定める各業務内容ごとに積算した見積書を提出すること。
 - ・宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とし、内訳は税抜き表示を基本とする。
- エ 参加資格要件に係る誓約書（1部）
 - ・別紙3により提出すること。

③ 提出先

下記12を参照

④ 提出期限

令和8年6月19日（金） 午後5時必着

⑤ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

⑥ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

(4) 審査

日時：令和8年6月26日（金）

※詳細な時間については参加者に別途連絡する。

実施方法：審査委員会によるプレゼンテーション審査

審査項目：別添「審査基準表」のとおり。なお、審査は県職員で構成する審査委員会で評価を行う。

[プレゼンテーション審査]

① 審査方法

オンライン（Teams）又は会場参加によるプレゼンテーション審査とする。

② 選定方法

企画書及びプレゼンテーション審査内容を総合的に審査の上、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定

③ 時間

各提案者のプレゼンテーション時間は、説明15分と質疑応答5分の計20分とする。

④ その他

- ・ プレゼンテーションの順番は、原則として企画書の受付順とする。時間については別途通知する。
- ・ オンラインで参加する場合は、プレゼンテーション開始1時間前に接続テストを行うこととする。
- ・ Web 会議ツールが何らかの原因で使用できず、審査が困難となった場合、別途日時を指定して実施する。
- ・ 採用された企画書は、協議の上、変更することがある。

(5) 審査結果の通知

令和8年6月30日（火）までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

(6) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(7) (6) に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101号の規定による。

11 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案にかかる費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 提出された資料は、返却しない。

1 2 書類提出及び問合せ先

- (1) 住所 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- (2) 担当 宮崎県農政水産部農業流通ブランド課食産業連携担当 (担当 齋藤、三浦)
- (3) 連絡先 電話番号 0985-26-7847
 - ファックス番号 0985-26-7332
 - メールアドレス nogyoryutsu-brand@pref.miyazaki.lg.jp